

市役所の担当課がわからないときは **南島原市役所 ☎73-6600** へ

水道料金・下水道使用料などの支払い猶予の相談を受け付けます

☎水道総務課 ☎73-6685

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金、下水道使用料などの支払いが、一時的に困難となった個人や事業者を対象に、分割納付または支払いの猶予(履行延期)の相談を受け付けます。

【対象料金】

- 水道料金
- 下水道使用料
(公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、コミュニティプラント施設使用料)

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入または事業の売上げが減少し、一時的に支払いが困難と認められる個人または事業者
詳しくは、お問い合わせください。

元気に! 食うポン キャンペーン

☎商工振興課 ☎73-6633

新型コロナウイルス感染症により、特に影響を受けた飲食業を支援するため、市民1人あたり2,000円の飲食限定クーポンを交付します(令和2年6月1日を基準日とする全市民)。

※クーポンの交付方法や交付時期などについては、後日、市ホームページおよび書面でお知らせします。

ふるさと支え愛プロジェクト

☎商工振興課 ☎73-6633

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する市外で生活している学生に対し、笑顔で生活できるように市特産品を贈り、未来を担う若者をふるさと全体で支えます。

- 対象者…市外に居住している短大、大学、大学院、専門学校、予備校などに通学している学生
- 対象要件…学生の年齢が18~30歳であり、家族が本市在住であること
- 支援内容…特産品詰め合わせセットを郵送します。

※家族または学生からの申請が必要です。



うちごはん × 南島原

美味しい「うちごはん」を
めいっぱい楽しもう!

☎南島原市商工会 ☎76-1500



うちごはん×南島原
QRコード



「うちごはん×南島原」
QRコード

南島原市商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、飲食店を応援する目的で「うちごはん×南島原」を立ち上げました。

本サイトでは、デリバリー(出前)やテイクアウト(お持ち帰り)を実施している飲食店を紹介しており、地域ごとにデリバリーやテイクアウトなどを検索できるようになっています。

美味しいごはんを、おうちでもお楽しみいただき、新型コロナウイルス感染症が収束したときは、ぜひ店舗にも足を運んでください。

- 南島原市のテイクアウト・デリバリーができるお店を紹介

<http://m.uchi-gohan.com>

国民健康保険傷病手当金を支給します

☎健康づくり課 ☎73-6641

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被用者または感染が疑われる被用者に対し、傷病手当金を支給します。

●支給対象者

- ①勤め先から給与の支払いを受けている人で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり、感染が疑われる人。
- ②新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が3日間を超える人。
- ③労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない人(支払いを受けることができる給与の額が傷病手当金より少ない場合は、その差額を支給)。

●対象期間

令和2年1月1日から9月30日の間で労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)
※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては期間が延長になることがあります。

●支給額

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×(労務に服することができない期間の日数-3日間)

●申請方法

下記の申請書を各支所、健康づくり課(西有家庁舎)に提出してください。
申請書は、各支所、健康づくり課で配付するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

- ①国民健康保険傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
- ②国民健康保険傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)
- ③国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)
- ④国民健康保険傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)

※③は勤め先に記入を依頼してください。
※④は感染または感染の疑いにより受診した医療機関で記入を依頼してください。

なお、自宅待機などにより医療機関を受診しなかった場合、④の提出は不要です。

地方税の徴収猶予

☎税務課 ☎73-6642

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に地方税の納付が困難になった人は、1年間、徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。
申請が必要ですので、お早めにご相談ください。

●対象者

収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、一時的に地方税の納付が困難な人

●対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税など、ほぼすべての税目

☑6月30日または納期限のいずれか遅い日まで

●申請手続

申請書、収入や現預金の状況が分かる資料などの提出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。